

第5章 セキュリティ・トラストの民事手続法上の問題 ——担保権と債権との分離に関連して——

青山善充

1 問題の所在と検討の課題

(1) 問題の所在

新しい信託法⁽¹⁾は、「担保権の設定」の方法による信託を明文で認めた(3条1号2号)。これは、シンジケートローン等において、一人の債権者が他の債権者の債権も含めた被担保債権の担保権者になり、その担保権の管理を行うことができることが望ましいとの経済界の要請に応えるものである。シンジケートローンとは、借入人の資金調達ニーズに応じて複数の金融機関が協調融資団を組成し、同一の契約書によって複数の貸付け(金銭消費貸借)を実行する融資形態である。このシンジケートローンを担保付きで行う場合、個々の貸付債権の譲渡に伴って担保権も移転するのでは、担保権の管理も煩雑となり、貸付債権の流通市場も発展しない。

そこで、債権の移転にもかかわらず、担保権は同一人のもとにとどまって、この者が債権者のためにそれを管理するシステムが望ましい。この担保権の管理を信託の手法を用いて行うのが、いわゆるセキュリティ・トラストである。これは、これまで担保付社債信託法によって認められていたスキームを、被担保債権を社債に限定せずに認めるものである。このスキームにおいては、債務者(借入人)を委託者、担保権者を受託者、債権者(金融機関)を受益者として担保権が設定されることになり、担保権と債権、担保権者と債権者は法律上分離される。

これまで、日本の民事実体法においては、担保権者は同時に債権者であり、その唯一の例外が上記担保付社債信託であった。民事手続法においても、担保権者は(担信法の場合を除いて)常に債権を伴っているものとして制度が組み立てられてきた。つまり、「担保権者なら同時に債権者」の等式が前提とされていた。

ところが、今後は、社債の場合に限らず、信託法という一般法において担保権者と債権者の分離が行われることになった。民事手続法においても、従来の等式のほか、「担保権者であるが債権者ではない」の不等式が成立する場合が出てくる。そこで、その場合にどのような問題が生ずるか、を検討する必要に迫られることになった。

(1) 本稿で信託法とは、平成18年3月13日に第164回国会に提出され、継続審議(平成18年7月現在)となった信託法案をいう。

(2) 検討の課題

例えば民事執行手続においては、当事者の呼称は、債権者・債務者であり、担保権実行の場合の能動的当事者も「債権者」である（不動産担保権の実行の場合につき、民執 180 条、動産競売の場合につき、民執 190 条参照）。「担保権を有する者」という概念も、民事執行法において頻繁に登場するが、彼は同時に債権者であるから、前面に出るのは債権者の側面であり、担保権はその背後に隠れた存在となっている。

破産手続では、単なる債権者は破産債権者（破 2 条 5 項 6 項、97 条～147 条）、担保権を有する債権者は別除権者（破 2 条 9 項 10 項、65 条、66 条）として扱われる。会社更生手続では、一般債権者は更生債権者（会更 2 条 8 項 9 項、135 条～163 条）、担保権を有する債権者は更生担保権者（会更 2 条 10 項 11 項、135 条～163 条）として手続に参加する。これらの場合にも、「別除権者」「更生担保権者」は、債権者であることが当然の前提とされている。

セキュリティ・トラストにおいては、担保権者は必ずしも債権者ではないから、すべての局面で「債権者」を前面に立てることはできなくなった。そこで、後述するように、信託法 55 条は、民事執行手続における当該担保権（セキュリティ・トラストの対象たる担保権）の実行の局面に関して、その担保権を実行するのは受託者（担保権者）であることを明定するが、その他の局面については、何らの規定も置いていない。

そこで、これらの民事手続法においてセキュリティ・トラストが問題となる局面では、そこで用いられている、担保権を有する「債権者」、「別除権者」または「更生担保権者」の語句が意味するところを検討する必要があるが出てきた。具体的には、従来のこれらの者の手続法上の地位・権限を有するのは、新しいスキームでは、セキュリティ・トラストの受託者たる担保権者か、それとも受益者たる債権者か、である。

信託法の立法過程では、セキュリティ・トラストのスキームが円滑に機能するために、民事執行法等の他の法令において見直しが必要であるかについては、さらに検討するものとされていたが⁽²⁾、結局、前記信託法 55 条を別とすれば、関係法律整備法⁽³⁾にも特にこの点に関する読替規定等は設けられなかった。

したがって、今後、この問題は、すべて解釈に委ねられることとなった。本稿は、そのための検討の一步として、セキュリティ・トラストの手続法上の問題のうち、担保権者と債権者と

(2) 平成 17 年 7 月 15 日に発表された、法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案補足説明」（別冊 NBL104 号・信託法改正要綱試案と解説）75 頁参照 [平成 17 年]。

(3) 「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（案）は、民事訴訟法、破産法の一部改正を予定しているが、民事執行法や会社更生法の改正を含んでいない。民事訴訟法の改正は、訴訟代理権の不消滅（58 条）、手続の中断・受継に関する部分（124 条）、破産法の改正の中心は、「信託財産の破産に関する特則」を 10 章の 2 として加えるものであり、本稿の問題には直接関係はない。

が分離することに起因してどんなことが問題となるかを一般的に考察し、考えの道筋を示そうとするものである。個々の問題を深く掘り下げるのは、今後の課題とせざるを得ない。

対象としては、さしあたり、民事執行法、破産法、会社更生法とする。

2 民事執行法

そのような問題意識に基づき、まず、伝統的意味での担保権者、すなわち担保権を有する債権者が、民事執行法上いかなる地位にあり、いかなる権限を有するかを整理してみよう。民事執行手続としては、債務名義に基づく強制執行と担保権の実行とがあるから、両者を分けて考察する。その際、考察の対象をとりあえず抵当権を中心とする不動産担保権に限定する⁽⁴⁾。

(1) 担保権者が民事執行手続に登場する局面

(i) 債務名義に基づく強制執行

債務者（または物上保証人）の一般債権者が担保権の目的となっている不動産に対して債務名義に基づき強制執行——強制競売⁽⁵⁾——をしてきた場合には、担保権者は、目的財産から優先的に配当を受ける、担保権を有する「債権者」（民執 87 条 1 項 4 号）として登場し、次のような手続法上の地位を有する。

- a 開始決定の通知、債権届出の催告を受ける（民執 49 条 2 項 2 号）
- b 書記官の催告を受けて配当期日前に計算書を提出する（民執規 60 条）
- c 配当期日の呼出しを受け、出頭し、審尋を受ける（民執 85 条 3 項 4 項）
- d 配当表に配当を受けるべき債権（元本・利息）と配当の順位・額が記載される。（民執 85 条 1 項）
- e 配当異議の申出をし、異議の訴えを提起し、または、その相手方になる（民執 89 条、90 条）
- f 配当金・弁済金を受領する（民執 84 条 1 項 2 項、民執規 61 条）

(ii) 担保権の実行

担保権の実行の局面においては、担保権者の登場は二つの場合に分かれる。[イ] 担保権者がその目的物に対して自ら担保権を実行する場合、および、[ロ] 担保権者が他の担保権

(4) セキュリティ・トラストにおける担保権の対象は、担保付社債信託（担信法 4 条）の場合と同様、理論的には不動産に限らないが、実際上は抵当権を中心とする不動産担保権が主流と考えられるので、ここでもそれを想定として考察する。

(5) 強制管理の場合には、執行力ある債務名義の正本を持たない限り、担保権者は配当を受ける資格がないので（民執 105 条、107 条）、ここでは強制管理を考察の対象から除外する。

者による担保権実行手続から配当金を受ける場合、である。それぞれにおける担保権者の手続上の地位・権限は次の通りである。

[イ] 担保権者が自ら担保権を実行する場合

- a 担保権の実行（不動産競売・収益執行）の申立てをする（民執 181 条、民執規 170 条）
- b 開始決定の通知、債権届出の催告を受ける（民執 188 条、49 条 2 項 2 号）
- c 書記官の催告を受けて配当期日前に計算書を提出する（民執規 173 条、60 条）
- d 配当期日の呼出しを受け、出頭し、審尋を受ける（民執 188 条、85 条 2 項 3 項）
- e 配当表に配当を受けるべき債権（元本・利息）と配当の順位・額が記載される（民執 188 条、85 条 1 項）
- f 配当異議の申出をし、異議の訴えを提起し、または、その相手方になる（民執 188 条、89 条、90 条）
- g 配当金・弁済金を受領する（民執 188 条、84 条 1 項 2 項、民執規 173 条、61 条）

[ロ] 他の担保権者による担保権実行手続から配当金を受ける場合

- a 開始決定の通知、債権届出の催告を受ける（民執 188 条、49 条 2 項 2 号）
- b 書記官の催告を受けて配当期日前に計算書を提出する（民執規 173 条、60 条）
- c 配当期日の呼出しを受け、出頭し、審尋を受ける（民執 188 条、85 条 2 項 3 項）
- d 配当表に配当を受けるべき債権（元本・利息）と配当の順位・額が記載される（民執 188 条、85 条 1 項）
- e 配当異議の申出をし、異議の訴えを提起し、または、その相手方になる（民執 188 条、89 条、90 条）
- f 配当金・弁済金を受領する（民執 188 条、84 条 1 項 2 項、民執規 173 条、61 条）

(2) セキュリティ・トラストの担保目的財産に対する民事執行

以上のような担保権を有する「債権者」に認められる民事執行法上の地位・権限は、セキュリティ・トラストの場合は、誰に——受託者たる担保権者か、受益者たる債権者か——認められるのであろうか。それがここでの問題である。以下、上述の順序で、すなわち、担保権の目的財産の所有者の一般債権者による強制執行、受託者たる担保権者自身による担保権実行、受託者以外の担保権者による担保権実行の順に検討する。

(i) 担保目的財産に対する強制執行

「担保権の設定」の形で信託が設定されている場合に、担保権の目的たる財産に対して、委託者＝担保権設定者（目的財産の所有者。ここでは債務者とする）の一般債権者が、それを責任財産として強制執行してることがありうる。念のため言うておけば、この強制執行

は、信託財産に属する財産に対する強制執行等の禁止（信託法 23 条）の対象とならない。セキュリティ・トラストの場合、信託財産の範囲に属するのは担保権そのものであり、担保権の目的財産は、担保権の負担がついた形で、その所有者の一般債権者の責任財産にとどまっているからである。

このような強制執行がなされるとすれば、その手続において上記 (1)(i) a ないし f に列挙した地位・権限を有するのは、担保権者たる受託者か、債権者たる受益者か。

列挙事項のうち、a（開始決定の通知）、b（計算書の提出）、c（呼出し・出頭・審尋）、d（配当表への記載）、e（配当異議、異議の訴え）等の手続上の地位・権限を個々の債権者に認めるのは、セキュリティ・トラストの目的——一人の担保権者が多数の債権者のためにその担保権をまとめて管理する——から考えて実際的でない。したがって、これらの地位・権限は、受益者のために担保権の設定を受け、その担保権を管理する義務を負っている受託者が有すると考えるべきである。

f の配当金・弁済金の受領権は、債権者の実体法上の権利そのものであるが、執行手続上、受託者に受領権限を認めることが、制度の設計上、必要であろう。その場合、受託者の受領権限の根拠を何に求めるか、また、受益者の債権の消滅時期はいつか、が問題となる。信託行為（信託法 2 条 2 項）に定めておけば問題はないが、信託行為に定めがなくても、セキュリティ・トラストの本質に基づく効果として、受託者が配当金・弁済金の受領権限を持ち、受託者が配当金・弁済金を受領した時に受益者の債権が消滅する——一種の代理——と解するのが簡明と思われる。次に述べる信託法 55 条は、この解釈を支える一つの根拠となりえよう。

(ii) 目的財産に対する担保権の実行

[イ] 担保権者が自ら担保権を実行する場合

セキュリティ・トラストにおける担保目的財産に対する担保権実行において、申立権その他の権限は、誰にあるか（上記 (1)(ii) [イ] a ないし g の事項）。

この点に関し、信託法 55 条は、「担保権が信託財産である信託において、信託行為において受益者が当該担保権によって担保される債権に係る債権者とされている場合には、担保権者である受託者は、信託事務として、当該担保権の実行の申立てをし、売却代金の配当又は弁済金の交付を受けることができる。」と規定する。すなわち、上記 (1) (ii) [イ] a（担保権実行の申立て）および g（配当金・弁済金の受領）について、それが受託者の権限に属することを明記したのである。

現行民事執行法上、担保権者が債務名義なくして担保権の実行ができるのは、担保権に内在する換価権の発動だと考えられている。このことからいえば、セキュリティ・トラス

トの場合に、担保権の実行（不動産競売および収益執行）の申立てをなし得るのは、担保権者すなわち受託者であるはずであり、信託法 55 条は、それを明らかにした規定だと言えよう。問題は、担保権の実行の申立てをすべき時期ないし要件いかんであるが、これについては規定が置かれていない⁽⁶⁾。担保権の実行をどの時点で行うかは被担保債権の回収にとってきわめて重要な事柄である。信託行為で何らかの定めをしている場合はそれに従うべきであるが、それ以外の場合には、信託目的の達成のために必要な行為をする権限を有する受託者（信託法 26 条）の善管注意義務（信託法 29 条 2 項）の範囲内で、受託者の判断に委ねられた問題と解すべきであろう。

信託法 55 条は、担保権実行の申立権および配当金・弁済金の受領権のみについて規定するが、この規定から、担保権者たる受託者は、担保権実行手続上の当事者として、申立てに続く手続上の地位・権限——上記(1)(ii) [イ] b（開始決定の通知）、c（計算書の提出）、d（呼出し・出頭・審尋）、e（配当表への記載）、f（配当異議、異議の訴え）——をも有するものと解される。

[ロ] 他の担保権者による担保権実行手続から配当金を受ける場合

ここで想定しているのは、信託の目的となっている担保権の目的財産の上に他の担保権を有する債権者が担保権実行の申立てをするケースである。セキュリティ・トラストの場合に、このような事態が実際にどれだけあるかは、問題であるが、理論的にはありうるケースである⁽⁷⁾。

その場合には、一般債権者が債務名義に基づいて強制執行をしてきた場合——上記(2)(i)——に準じて考えるべきである。すなわち、その担保権実行手続から実体法に従った順位の配当を受けるべき地位と権限——上記(1)(ii) [ロ] の a ないし f——を有するのは、受託者たる担保権者であり、それは担保権の管理の一環として当然の義務と考えられる。

3 倒産法

(1) セキュリティ・トラストと倒産手続

一般的に「信託と倒産」というテーマを与えられた場合には、①信託財産そのものの倒産と

(6) 担信法 82 条 1 項は、「担保付社債が期限に至り弁済せられず又は発行会社が担保付社債の弁済を完了せずして解散したときは受託会社は遅滞なく担保権を実行すべし」と規定する。この規定は、「遅滞なく」が受託会社の裁量の余地をなくし、硬直に過ぎるとの批判を受けている。

(7) 信託行為によって一番抵当権が設定され、その後設定された二番抵当権を有する債権者が担保権の実行を申し立てるようなケース。

いう問題のほか、②委託者＝担保権設定者（債務者）の倒産、③受託者＝担保権者の倒産、④受益者＝債権者の倒産の局面を考えなければならないであろう。

しかし、本稿の問題関心は、繰り返しになるが、セキュリティ・トラストにおける担保権と債権の分離が、その一致を前提に構成されてきた民事手続法にいかなる影響をもたらすか、ということである。そこで、ここではこの問題ともっとも密接な関係を有する②の局面（委託者の倒産）について、しかも倒産手続としては、破産手続と会社更生手続に限定して取り上げることにする。そして、この局面は、前述した民事執行手続の局面と連続性を有する。

これに対して、①の局面（信託財産そのものの倒産）については、それにより信託が終了するとの信託法の規定（163条7号）のほか、関係法律整備法において、破産法に「信託財産の破産に関する特則」（10章の2）が挿入された⁽⁸⁾。③の局面（受託者の倒産）については、信託法の中はかなり詳細な規定が置かれている⁽⁹⁾。④の局面（受益者の倒産）においては、その破産管財人等が、倒産者が有する受益権（信託法2条）を破産財団等に属する権利として、適切に行使すれば足り、特に難しい問題は生じない。

以上により、ここでの考察の対象は、セキュリティ・トラストの委託者である担保権設定者（債務者）につき、倒産手続——破産手続、会社更生手続——が開始された場合に、担保権の受託者は、倒産手続上どのような地位・権限を有するか、また、受益者たる債権者はどうか、である。

(2) 破産手続

(i) 担保権者が債務者破産の破産手続に登場する局面

ここでもまず、担保権者が債権者である前提で、その債務者（担保権設定者）が破産した場合に、担保権者は破産法上いかなる地位と権限を有するかを整理すれば、その主要なものは次の通りである。

a 別除権の行使としての担保権の実行（破2条9号、65条1項）

債務者が破産すれば、担保権者は別除権を有するに至る（破2条9項10項）。別除権者は、破産手続によらずに別除権を行使することができる（破65条1項）。この局面は、民事執行手続において担保権者が自ら担保権を実行する局面（2(1)(ii)[イ]）と同じである。したがって、別除権者は、担保権実行として不動産競売または収益執行を申し立て、配当金を受領することになる。残額があれば、破産管財人に交付される。担保権実行の時期は、破産手続の性質上、おのずから制約がある（破184条・185条参照）。

(8) 前注(3)参照。

(9) 受託者が破産手続、再生手続、会社更生手続の開始決定を受けた場合の、信託財産に属する財産と破産財団等との分離に関し信託法25条、その場合の受託者の任務終了の有無に関し信託法56条等。

b 破産管財人による目的財産換価に対する優先弁済請求権の主張（破 184 条 1 項 2 項 4 項）

この局面は、一般債権者による目的財産に対する強制執行において担保権者が優先弁済請求権を主張する局面（2(1)(i)）と同じである。

c 管財人による担保権消滅請求に対する対抗（破 186 条以下）

担保権者には、事前の管財人との協議（破 186 条 2 項）、異議がある場合の担保権の実行（破 187 条）、買受けの申立権（破 188 条）、担保権消滅許可の裁判に対する即時抗告（破 189 条 4 項）、等が保障されている。

d 別除権者の破産手続参加（破 108 条）

これに属する地位・権限として、①破産債権の届出（破 111 条 1 項）、別除権の目的財産・弁済不足見込額の届出（同条 2 項）、調査期日における異議（破 121 条 2 項、122 条）、査定申立て（またはその相手方）（破 125 条）、査定に関する決定に対する異議の訴え（またはその相手方）（破 126 条）、②債権者集会における議決権行使（破 140 条 1 項）、③配当の受領とその準備（破 193 条、195 条、198 条、200 条）、等がある。

(ii) セキュリティ・トラストにおける債務者破産と受託者の地位・権限

それでは、セキュリティ・トラストにおける委託者（債務者）の破産の場合に、受託者には上記別除権者の地位・権限がそのまま認められるか。

上記のうち、a（担保権の実行）、b（優先弁済請求）、c（担保権消滅請求に対する対応）は、担保権者固有の地位・権限であり、受託者にもそのまま認められるであろう。

これに対して、d（破産手続参加）は、別除権者が同時に債権者であることを前提とする規定と思われる。しかし、セキュリティ・トラストにおける受益者は第三者が管理する担保権の利益をいわば受動的に享受する者であり、他方、受託者は信託目的の達成のために必要な行為をする権限と義務を有する者（信託法 26 条）であること、および、民事執行において受託者に配当金・弁済金の受領権限を認めた明文の規定（信託法 55 条）からして、これも受託者の権限としてよいであろう。

(3) 会社更生手続

(i) 担保権者が債務者の会社更生手続に登場する局面

ここでもまず、その債務者（担保権設定者）が会社更生手続に入った場合に、更生担保権者は会社更生法上いかなる地位と権限を有するかを整理してみる。担保権者は、会社更生手続においては別除権を有しないので（会更 2 条 10 号 11 号、50 条）、その扱いは破産手続における場合と異なる。担保権者が更生手続に登場する主要な場面は、次の通りである。

- a 担保権実行の中止・禁止に対する対応（会更 24 条 6 項、50 条 8 項）
- b 事業の譲渡に対する意見の表明（会更 46 条 3 項 1 号 2 号）
- c 担保権消滅請求に対する対応（会更 104 条 5 項、106 条 5 項）
- d 更生手続への関与・届出・参加（会更 117 条 6 項、138 条 2 項、146 条、151 条～153 条）
- e 更生計画案への賛否の表明（会更 196 条 5 項 2 号）

(ii) セキュリティ・トラストにおける債務者の会社更生と受託者の地位・権限

これらの事項のうち、a（担保権実行中止・禁止への対応）、c（担保権消滅請求に対する対応）は、担保権固有の問題として、受託者が判断し、行動すればよい。

dの更生手続への参加についても、個々の債権者が届け出るのでなく、受託者が更生債権と更生担保権とをまとめて届け出るのが簡明であろう。そのことが信託行為に定めがなくても、受託者の権限（信託法 26 条・55 条）としてこれをなし得るものと解する。

問題は、eの更生計画案に対する意見表明である。まず、更生計画案の決議は更生担保権者の組・更生債権者の組に分かれて行うのが通常であるが、セキュリティ・トラストにおいては、受託者が更生担保権の組に入って行うべきである。受益者が更生債権の組、受託者が更生担保権の組に属してそれぞれ議決権を行使するとすれば、同一の権利の二重行使になるからである。次に、更生計画案の内容を判断し、賛否の態度を決定するのも、通常は受託者の権限と解される。しかし、いかなる内容の更生計画が望ましいかは、実体権と密接に関係するから、受益者間で意見が割れることもあろう。その場合には、受託者は、受益者集会を招集（信託法 106 条）するなどしてその意見を聞き、場合によっては更生計画案決議のための関係人集会において、議決権の不統一行使をすることも許されよう（会更 193 条 2 項参照）。

4 おわりに

セキュリティ・トラストにおいて、担保権と債権の分離の現象が社債以外の被担保債権にも拡がると、これまで担保付社債信託法の分野でのみ考察されてきた問題がより一般化した形で現れる。本稿は、単なるスケッチにすぎないが、民事手続法の範囲でこの問題について、その所在と考え方の道筋を示したものである。